子どもの権利ニュース
第16号
編集責任：日弁連子どもの権利委員会　2021年6月1日

第6回いじめ問題第三者機関委員経験交流集会について

子どもの権利委員会幹事　石田　真美（兵庫県弁護士会）

2021年3月29日午後1時から午後4時まで、オンライン形式にて、第6回いじめ問題第三者機関委員経験交流集会を開催しました。「いじめ問題第三者機関委員経験交流集会」はこれまでに5回開催していますが、今回は不登校重大事態に関わる問題を取り上げました。また、全面オンライン形式で開催しましたが、通信回線が途切れることもなくスムーズに進行ができました。全国から243名の会員に御参加いただき、いじめ問題に関する会員の関心の高さを実感いたしました。

1　いじめ問題対策PTからの報告

日弁連子どもの権利委員会いじめ問題対策 PT幹事である、野村武司弁護士（埼玉）と髙橋博丈弁護士（神奈川県）から、以下の報告を行いました。

野村弁護士は、「不登校重大事態と第三者調査委員会」とのテーマで、いじめの認知件数と重大事態発生件数の推移、重大事態調査の主体に関する統計等を概観した上で、不登校重大事態において第三者調査委員会設置に至る経緯、第三者調査の在り方及び調査の過程で直面する問題等について報告を行いました。不登校重大事態では、事実の解明に加え、調査を通じた事案への対処（調整活動）が行われること、被害者は学校で十分な対応をしてもらえないことや言い分を十分に聞いてもらえないことが多く、そのため不登校重大事態調査では被害者側から多数のエピソードの指摘がされる傾向にあること、学校が子どもの傷つきの原因を作っていることもあること、子どもの傷つきに着目し、傷ついているという事実から遡って、どのような関係や事実に傷ついているかを明らかにすることが重要であること、子どもの状況の変化に応じて調査目的が変化し得ること、中間報告がいじめに対する学校の対応を促す側面があること、調査の終了に関する問題等の指摘がありました。

髙橋弁護士は、「不登校重大事態における調査組織」とのテーマで、不登校重大事態調査に関する議論の前提として、第三者が関与して調査が実施された不登校重大事態6例を取り上げ、調査主体、第三者関与の態様、調査方法、調整活動等の観点から各事例を分析して報告をしました。調査主体への第三者関与形態（第三者のみで調査委員が構成される設置者調査、学校調査に第三者を委員として選任する学校調査、学校調査の中に第三者が部分的に関与等）、第三者の調査への関与方法（調査を主導するか、調査のみか、報告書の検討のみか等）、調整活動の主体（第三者である弁護士が行う、学校が行う等）の分析から、不登校重大事態調査は多様であり、各地でその実情に応じた工夫が行われている実態が明らかとなりました。

2　パネルディスカッション

野村弁護士及び髙橋弁護士の報告を受け、パネルディスカッションでは、不登校重大事態における調査委員会の組織体制、調査委員会と常設委員会の関係、調査委員会への諮問事項の定め方、調査委員会が調整活動を行うことの是非、調整活動の手法・内容、ヒアリングに関連する問題、調査報告書に関連する問題等が議論されました。

調査委員会の組織体制に関連して、不登校重大事態調査においては学校主体調査が多いこと、第三者が関わる場合も学校調査の下に関与することが多いこと、不登校重大事態調査に第三者が関わる時点では、被害者が学校や教育委員会に対し大きな不信感を抱いていることが多いこと、そのため調査委員会に第三者が加わった場合でも学校が調査に関わること自体を拒否されることがあること、不登校重大事態調査に弁護士を含め第三者が関わる際の構造的な難しさが指摘されました。

調整活動に関連して、公正な立場での第三者性の重要性、被害者との間に信頼関係を構築することの重要性、調整活動における学校の役割、被害者と加害者との調整方法等が議論されました。

調整活動の事例として、聴き取り調査において被害者が「いじめがダメだということをクラス全員に分かってほしい」との希望を述べたことから、学校調査に加わった弁護士が当該学校でいじめ防止授業を行った事例、保護者同士の対立が先鋭化していた事案において、被害者の意見を基に加害者との調整を行った事例等、被害者である子どもの気持ちに寄り添った調整活動が紹介されました。また、弁護士等の第三者が調整活動を行う場合に一番効果があるのは、学校対応が上手く行われていない事例であるとの指摘もなされました。

聴き取りに関連して、加害者側だけでなく被害者側でも子どもが聴き取り調査に応じない事例や保護者が聴き取り調査への立会を希望した場合の対応も議論されました。被害者が聴き取りを拒否する場合には、被害者の心理的ダメージが大きい場合、第三者委員に対する信頼がない場合、保護者が子どもに話をさせることに不安がある場合等、その理由が様々であることが指摘されました。また、パネリストから、学校に対する不信から、加害者からも被害者からも聴き取り調査が実施できなかった経験がある旨の指摘もありました。聴き取りを拒否された際には、その理由に応じて適切な対応を選択し、聴き取り調査に結び付ける工夫が重要であること、保護者が聴き取り調査への立会を希望した場合にも、子どもに影響が及ばないような工夫が重要であることが明らかとなりました。

不登校重大事態の事実調査では、細かな事実が出てくることが多いこと、そのため加害者側が覚えていないことも多いこと、逆にいろいろなことが積み重なって不登校となっていることから、被害者側が細かな一つ一つのエピソードを覚えていない場合もあることが指摘されました。事実認定に関し、重大事態調査は、裁判とは異なり、証拠がなければ事実を認定できないという性質のものではないこと、子どもの傷つきをきちんと認定するためには、調査目的に従い他の職種と連携して調査を行うことが重要であることが指摘されました。

調査報告書に関連して、なぜいじめにより不登校となったかについて学校の対応の問題を指摘した中間報告書の活用の重要性、調査が十分に行えなかった場合は判明した事実の範囲で丁寧に記載すること、いじめが認定できない場合でも被害者の言い分を丁寧に記載するなど、報告書作成において工夫することの重要性が指摘されました。

不登校重大事態調査では、事案により調査組織・方法も変化すること、調査の過程でも事態が変化することから、不登校となっている被害者の気持ちに寄り添いながら調査を行うことの重要性を改めて認識しました。